

平成 30 年度

重要事項説明書

平成 30 年度 明照保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 明照福祉会
事業者の所在地	横手市前郷一番町4番4号
事業者の電話番号・FAX	TEL0182-32-7388 Fax0182-32-8190
代表者氏名	理事長 若松 義十
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 ・明照保育園の設置経営 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・放課後児童健全育成事業(学童保育)

2 施設の概要

種別	保育所		
名称	明照保育園		
所在地	秋田県横手市前郷一番町4番4号		
電話番号・FAX	TEL0182-32-7388 Fax0182-32-8190		
施設長氏名	津村 侑弥		
事業開始年月日	昭和31年9月1日		
対象児童	児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
利用定員(認定別)	3号認定		2号認定
	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
	17人	36人	67人
特別保育事業	一時預かり 延長保育 障がい児保育 病児保育(体調不良時対応型)		
自己評価・第三者評価の概要	保育士自己評価を年2回実施し、施設長との面談を実施しています。また、保護者評価を参照し、クラス別・担当別の課題を話し合い、翌年度の保育課程の編成に活かしています。第三者評価は実施していませんが、教育専門機関に助言指導をいただき教育相談を実施し、日常保育に活かしています。		
職員への研修の実施状況	年度当初に、職員職位、職務内容に応じた研修計画を作成し、全ての職員が研修を受けられるよう配慮しています。		
法人番号	4100-05-004932		

3 施設・設備の概要

敷地面積		1, 799, 720㎡	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 陸屋根平屋建	
	延床面積	1071.67㎡	
施設設備の数と面積	乳児室	2室	47.40㎡
	ほふく室	1室	50.05㎡
	保育室	5室	256.35㎡
	遊戯室	1室	160.00㎡
	調理室	1室	46.54㎡
	調乳室	1室	5.85㎡
	便所	幼児用19個含む	43.40㎡
	医務室	1室	21.15㎡
	事務室	1室	54.61㎡
	休憩室	1室	17.37㎡
	その他(倉庫・廊下含む)		368.95㎡
設備の種類		冷暖房(床暖) ジェットタオル 換気空気清浄機ロスナイ 各設備完備	
屋外遊戯場(園庭)		屋外遊戯場(園庭) 519,360㎡ (その他代替場所 花瑞木公園・九品寺境内)	

4 施設の目的、運営方針

目的	多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とし、定款に定めた社会福祉事業を行う。
保育理念	～次世代の担い手となるために～ 子ども一人ひとりを大切にし、保護者から信頼され、地域に愛される保育園をめざす。
保育方針	家庭と連携を密にし、個人をよく把握し、それぞれの発達にみあった保育の目標を達成する。
保育目標	「あかるく・ただしく・なかよく」 ・健康で生き生きしている子ども ・きまりや約束を守る子ども ・友達と仲良く遊ぶ子ども ・意欲をもって頑張れる子ども
特色	マーチング活動 (園内行事やフェスティバル、地域行事へ参加し披露しています。) ・マーチングを通して集中力・忍耐力・協調性を身に付けながら達成感を味わうとともに、健康な身体の基本づくりをします。 ・乳児期からマーチング活動を見聞きする環境の中で、模倣遊びなどの表現を通じ感性を育てています。

5 職員体制

園長	1名（常勤）	園長補佐	1名（常勤）
保育士	20名（常勤）		
栄養士	2名（常勤）	調理員	3名（常勤1名 非常勤2名）
事務員	1名（常勤）	看護師	1名（常勤）

法令の最低基準以上の職員体制を常に整えてまいります。

6 保育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日の平日	休所日	日曜日・祝日 年末年始期間（12/31～1/3）
-----	-------------	-----	-----------------------------

日祝日を除いた年末年始期間については、止むを得ない事情により保育を必要とする場合は保育を提供いたします。また、親子参加行事の午後・お盆・卒園式・新入児説明会・新年度準備・職員研修等は、職員配置や給食準備の都合上、希望保育を実施させていただきます。事前にお知らせいたしますので、ご協力をお願いいたします。

年間行事の詳細は、別紙「年間行事予定」をご参照ください。※後日配布します。

7 保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から土曜日	午前7時00分から午後7時00分まで
----------	--------------------

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	夕：午後6時00分から午後7時00分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前8時00分から午後4時00分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時00分まで 夕：午後4時00分から午後6時00分まで (必要な場合は午後6時から7時までも利用可能です。)

8 利用料金

保育料（利用者負担）	横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成27年横手市規則第37号）に基づき横手市が決定した額を、期日までに納めてください。
支払いを求める理由	保育に係る費用の一部を保護者の方にも負担していただくため。なお、上記規則は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案した額を定めています。
延長保育料	短時間保育認定区分に該当する方で、上記延長保育時間帯

(保育短時間認定)	においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、横手市にお支払いいただく通常の保育料の他に、1時間当たり100円の利用者負担が必要となります。
支払いを求める理由	延長して利用する時間帯に、人件費、光熱水費等の費用がかかるため。
実費徴収分	親子遠足時のバス代(全園児参加) 目的地により変わりますが、例年大人1,200円・兄弟小学生600円程度です。園児分は保育園で負担しています。
	園生活使用経費 通園カバン 3,200円(1~5歳児) 園服 5,400円(3~5歳児) 園帽子 3,200円(3~5歳児) 体育着 上3,000円 下1,700円(3~5歳児)
	マーチングフェスティバル遠征費(4・5歳児) 暦により遠征回数が変わりますが、例年6,000円程度で、2回に分割し集金します。
	園外保育 下記都度バス代200円(5歳児) (さつま芋苗植・収穫・トマトもぎ取り・消防署見学・ソリ遊び・おわかれ遠足) 卒園に掛かる経費(5歳児) 下半期分割にて集金 アルバム代 11,000円(希望者) 卒園記念品代 例年3,000円程度

延長保育料について

※当園では以前から午後6時より1時間の延長保育補助事業を受け、利用者負担をいただくずに延長保育を行っており、今後も標準時間の園児が利用する場合も利用料をいただきません。その考えからこの時間の保育短時間園児の利用についても、利用料をいただきません。

※ただし、今後制度への対応や横手市内の各園との均衡を図るため、変更となる場合があります。その際は、あらためて説明をさせていただきます。

9 支払方法

お知らせする期日まで、その都度、直接集金させていただきます。

10 毎日の保育の流れ

時間	3歳未満児	3歳以上児
7:00	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園 クラス内での自由遊び	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園 クラス内での自由遊び
8:00	保育短時間(8時間)開始 順次登園 クラス内での自由遊び	保育短時間(8時間)開始 順次登園 クラス内での自由遊び
9:00	片付け 朝の会(出欠・歌・体操) おやつ	片付け 朝の会(出欠・歌・体操) おやつ
10:00	日案に基づいた保育 遊び(室内外)・散歩	日案に基づいた保育 遊び(室内外)・散歩・制作活動

10:50	排泄・手洗い 昼食準備 (年齢によって前後します)	
11:00	昼食 ↓	昼食準備 (年齢によって前後します)
12:00	歯みがき 排泄 手洗い 絵本の読み聞かせを聞く 午睡準備 (年齢によって前後します)	昼食 ↓
12:30	午睡 ↓	歯みがき 排泄 手洗い 絵本の読み聞かせを聞く 午睡準備 (年齢によって前後します)
13:00		午睡 ↓
14:30	目覚め 排泄 手洗い	
15:00	おやつ	目覚め おやつ
15:30	絵本・紙芝居 クラス内での自由遊び 順次降園	絵本・紙芝居 クラス内での自由遊び 順次降園
16:00	保育短時間終了	保育時間短時間終了
18:00	保育標準時間終了	保育時間標準終了
	延長保育開始	延長保育開始
19:00	閉園	閉園

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある花瑞木公園、九品寺境内などにお散歩に行きます。

1.1 保育計画

クラス	保育目標
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> 個々の子どもが、保育士との信頼関係を築き、生理的な欲求を満たし、気持ちよく安心して過ごせるようにする。 身の周りのものへの興味、関心を広め、個人差に合った保育の工夫により、豊かな感性や発語がうまれる。
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> 個々の子どもが、安心感をもって過ごし、自分の気持ちを安心して表したり、自分でしたりしようとするようになる。 色々な遊びを通して、保育士や友たちとの関わりを喜ぶ。
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> 個々の子どもが安心感をもって過ごし、自分を肯定する気持ちが育まれるようになる。 様々な経験を通して、自分の思いや要求を言葉で表したり、保育士や友だちとの言葉のやりとりを楽しむ。
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> 様々な遊びを通し、生活経験の拡大と創造の芽生えが育まれ、生活習慣が身につくようになり、自分で出来るようになる。 好きな遊びを十分楽しむ中で、自分の要求や感じたことを言葉で伝えたり、自由に表現したりする。
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼関係を築き、仲間という喜びをもって集団行動がとれるようになる。 様々な自然事象を通して、遊びが広がり、豊かな感性が育つ。

5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会生活における望ましいし習慣や態度を喪につけ、友達と協力しながら達成感や充実感をもって行動できるようになる。 ・ 様々な自然事象を通して、遊びが広がり感性が育つと共に、数、文字、図形、標識など日常のものへの興味関心が深まる。
-----	--

1.2 クラス編成

年 齢	ク ラ ス 名	年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	ひ よ こ	3 歳 児	も も
1 歳 児	り す	4 歳 児	ひまわり
2 歳 児	う さ ぎ	5 歳 児	さ く ら

1.3 給食等について

給 食 の 方 針	<p>「楽しく食事をする」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おなかがすくりズムをもてる子ども ・ 食べ物を話題にする子ども ・ 食べたいものが・好きなものが増える子ども ・ 食事づくり、準備に関われる子ども ・ 一緒に食べたい人がいる子ども
昼 食 ・ お や つ	<p>保護者の方へは、月初めに給食だよりを発行し献立をお知らせします。3歳未満児は完全給食、3歳以上児は主食（ごはん）持参いただく副食給食です。水曜日と誕生会は麺類かパン給食ですので、主食（ごはん）はいりません。</p> <p>毎月第3木曜日はおにぎりデーです。おうちから手作りおにぎりを持って来て下さい。（1歳児りす組からです。）</p> <p>毎月の誕生会は手作りケーキのおやつになります。</p>
離 乳 食 に つ い て	月齢に合わせ、初期・中期・後期・完了期に分け提供しています。
ア レ ル ギ ー の 対 応	アレルギーによる除去食に対応いたします。除去食が必要な場合は、「主治医の指示書」・「保育所におけるアレルギー疾患生活管理表」をご提出ください。調理職員（栄養士・調理師）を交え相談させていただきます。
特 別 食 の 対 応	体調不良や回復期での食事面においてご心配がありましたら特別食を用意しますのでご相談ください。
衛 生 管 理 等	調理職員及び調乳する保育士は、毎月検便を行っています。

1.4 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所確認、保護者の緊急連絡先、児童の健康や体調確認するため、児童票（第1表・第2表・第5表）と予防接種歴・罹患歴調査票を提出いただきます。 その他、園からのお知らせについても面談時に説明をさせていただきます。

(2) 毎日持参いただくもの

- ・着替え 食事用エプロン おてふき コップ等 年齢に応じて持参する物が違います。詳しくは別紙参照（「入園のしおり」）ください。

(3) 服装について

- ・体温調節のため、存分に活動でき着脱しやすい服装（サイズのあった服）
- ・ひもやフードなどがありひっかかりやすく、危険と思われる服装は控えるようにしてください。

1.5 登園・降園について

- ・長時間の駐車はご注意ください。（駐車場・路上駐車・車上狙い防止のため必ず施錠）
- ・子どもの飛び出し、駐車場での車の移動等での交通事故を未然に防ぐため車を降りたら、玄関を出たら、親子で手をつなぎ登降園をして下さい。（冬場は転倒防止につながります）
- ・短時間保育利用の方で、時間外利用をした方には、延長記録簿へのサインをお願いします。
- ・遊具で遊ばないようお願いいたします。

1.6 保育園と保護者との連携について

3歳未満児組のお子さんについては、保育園での状況や家庭での状況を相互に連絡し合うために連絡帳を活用したり、送迎時に保護者の方と直接話す場を設けています。連絡帳には園での生活の様子を項目ごとに記入してお渡ししています。日々のお仕事や育児で大変かと思いますが、家庭での様子もお知らせいただくと保育に活かすことができるので助かります。

3歳以上児組のお子さんについては「健康観察表」へのチェックをお願いします。また連絡のある際は、連絡帳の活用や送迎時にお話をしています。ご相談のある方は遠慮なくお申し出ください。

- ・欠席の場合は、必ず電話連絡をください。（電話に出た職員に用件をお話ください）
- ・降園の時間、お迎えの人に変更がある場合は、事前にお知らせください。
- ・園からの連絡は、連絡帳や印刷物、ホームページ、また必要に応じては一斉メールなどでお知らせしますので、ご確認ください。
- ・毎月「園だより（ふれあい）」「クラスだより」「給食献立表」「ほけんだより」を発行します。月の行事や共通連絡事項をお知らせしますので必ずご一読ください。
- ・住所や職場の変更があった場合はお知らせください。
- ・緊急の連絡を必要とする事態が起きる場合を考え、連絡先はいつも明らかにしておいてください。また、緊急時に備え、一斉メール「連絡なび」にご登録ください。（新入児保護者へは後日、登録説明書を配布します。）
- ・児童調査書は、保育の参考にさせていただく資料ですので、詳しくご記入ください。

1.7 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

園児内科健診 全園児 2回	歯科検診 1歳以上児 1回
健康診断の結果は、児童票（日々の成長記録）に記録するとともに連絡帳等でお伝えします。	

(2) 身体測定

毎月1回身長・体重の測定を行います。
測定結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。 ※その他、乳幼児の日頃の様子でご心配なことがありましたら保育所にご相談ください。

(3) 病気のときの対応

毎朝の体温等の確認	・登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
園での体調不良について	・熱が38.0度以上（平熱により個人差あり）ある場合は、当園を控え、療養や医師の診察を受けるようお願いいたします。
病児保育事業（体調不良児対応型）について	・保育中に体調不良（発熱・下痢・腹痛・頭痛・発疹等）となった場合、保護者に連絡させていただきます。お迎えまでの間、たんぽぽルームの様子をみながら保育をします。
感染症について	・感染症に罹患した場合、登園許可となる目安や記入し届出いただく書類が「医師の意見書」と「保護者の登園届」の2種類あります。詳しくは、別紙のお知らせを参照ください。 ・園で発生した場合、日々の状況を玄関風除室「感染症情報掲示板」にてお知らせします。また、園だよりや緊急を要する場合は、一斉メールを使用しお知らせします。
お薬について	・薬を保育園で与薬する場合、「与薬依頼書」・「与薬依頼袋」に記入（1回分のみ）をお願いします。尚、与薬依頼期間が過ぎた薬は与薬できませんのでご了承ください。

1.8 緊急時における対応

・保育中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡し、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の必要な措置を講じます。 ・保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。 また、保護者の皆様に緊急にお知らせをする必要が生じた場合は、一斉メールを使用し連絡します。（新入児については、登録説明書を後日配布します。）
--

以下、嘱託医（小児科・歯科医）、近隣の緊急連絡先

嘱託医	氏名 市立横手病院 院長 丹羽 誠 所在地 横手市根岸町 5 番 31 号 電話 0182-32-5001
嘱託医	氏名 田島歯科医院 院長 田島 道行 所在地 横手市平和町 2-1 電話 0182-32-8100
警察署	横手警察署 横手市安田字越廻 71 番地 電話 0182-32-2250 横手駅前交番 横手市駅前町 5-10 電話 0182-32-4027
消防署	横手消防署（本部消防署） 所在地 横手市条里一丁目 1 番 1 号 電話 0182-33-1300
ユーアイ 警備保障	機械警備によるセキュリティーをしています。（緊急時や火災発生等） 所在地 横手市安田字向田 229（横手待機所）電話 0182-33-5148

1 9 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

広域避難場所	県立衛生看護学院	花瑞木公園
その他	九品寺	

2 0 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	津村 侑弥
消防計画届出年月日	消防署 平成 2 4 年 9 月 6 日
避難訓練	地震・火災を想定した避難訓練を月 1 回 実施 不審者対応訓練 年 3 回実施
防災設備	消火器 10 本・誘導灯・防火戸 2 か所 自動火災報知設備・漏電火災警報器

2 1 賠償責任保険の加入状況 以下の保険に加入しています。

保険の種類	全私保連制度「東京海上火災園児障害保険」 通常保育・特別保育事業補償コース	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度
保険の内容	保育所の管理下でケガをした場合、園側の賠償責任有無に関わらず補償します。	負傷の場合、保育所の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のものが給付の対象です。その他、疾病、障害、死亡の場合についても給付があります。
保険金額 (補償限度額)	入院 1,800 円 通院 1,200 円 死亡後遺障害 122.1 万円	負傷、疾病等の場合、医療保険並みの療養に要する費用の 1/10 等

※その他 保護者任意加入 AIU 保険会社「キッズガード」

2.2 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏 名 木村 陽子	電話 0182-32-7388 (保育園)
相談・苦情解決責任者	氏 名 津村 侑弥	電話 0182-32-7388 (保育園)
第 三 者 委 員	鶴田 徹二	電話番号 0182-32-2124
		役職・肩書等 法人監事
	尾張 淑子	電話番号 0182-32-3250
		役職・肩書等 (有)尾張屋旅館 代表取締役

受付方法： 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

詳しくは別紙「よりよい保育園運営のための取り組み 申出窓口設置について」を参照ください。
※後日、配布します。

2.3 地域の育児支援について

・一時預かりの実施 ・学童保育の実施 ・園見学や育児相談を随時受け付けています。

2.4 保護者会について

平成23年度に役員負担等の理由から休会となっておりますが、平成30年度より再発足する運びとなりました。詳細は、別紙「保護者会 規約(案)」をご参照ください。

2.5 一時預かりについて

当園に入園されている以外のお子さんで、保護者の急用や就労等の事情により、一時的（週1日～3日「月14日以内」）程度にお預かりする保育事業です。

基本保育時間・・・8：00～17：00

・保育時間以外の利用の場合（早朝7：00～8：00 延長17：00～19：00）は1時間につき300円の追加料金をいただきます。

一時預かり延長料の軽減について

・ご利用者の中で、就労等の都合上により常態的に基本保育時間を超え、月4日以上ご利用される場合は、4日目からの月延長利用分を半額として、月の保育料に加算し請求させていただきます。

（例：5日利用 延長1時間

通常延長料300円／1時間 3日間＝900円

4・5日分 2時間 半額適用 ~~600円~~→300円 当月合計延長料 1,200円)

保育料（給食費200円を含む料金ですので、給食を食べない場合は差し引きます。）

年 齢	保 育 料	半 日 (4時間以内)
0 歳 児	2,000 円	1,500 円
1・2 歳 児	1,500 円	1,000 円
3・4・5 歳 児	1,200 円	700 円

26 その他

(1) 保育所保育要録の小学校への送付について

年長児については、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）第4章1(3)エ(イ)に基づき、就学に際し、小学校での生活や学びへ円滑につなげていけるよう、保育所保育要録を小学校へ送付します。保育所保育要録には、お子さんの成長過程を振り返り、その姿や発達の状況を記載します。

また、小学校と連携を図り、相互の見学や情報交換等を実施しています。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

平成30年3月3日

保育園名：明照保育園

説明者職名：園長 津村 侑弥